

尼崎市屋外広告物 技術基準

平成 25 年 4 月 1 日施行

- 1 規則別表第 1 1 共通基準第 5 項中の「市長が別に定める用途に供されるもの」について、次のとおり定める。

病院の緊急入口表示灯等安全のために必要なもの

- 2 規則別表第 1 1 共通基準第 5 項括弧書中の「給油所における給油料金表示その他市長が別に定める用途に供されるもの」にあつては、光源の点滅がないことその他市長が別に定める基準に適合するもの」について、次のとおり定める。

用途は、給油所における給油料金表示、一時貸駐車場の満車・空車表示とし、光源の点滅がないことその他以下の基準に適合するものとする。

数字若しくは文字のみが発光するものであること。

単色とすること。

輝度を調整可能なものとし、周辺住環境に配慮した輝度とすること。